

## 岡崎市シビックセンター友の会「シビコロ会」クラシック会員規約

### 第1条 (名称)

この会の名称は岡崎市シビックセンター友の会「シビコロ会」といいます。

### 第2条 (目的)

この会は音楽芸術に広く関心を持つ会員により構成され、岡崎市シビックセンターコンサートホール「コロネット」(以下当ホール)を支援し、岡崎の音楽文化の振興・発展に寄与することを目的とします。

### 第3条 (事務局)

この会の運営に関する事務取扱及び決定事項は、岡崎市シビックセンター指定管理者 SPS・トーエネック・ピーアンドピー共同事業体(以下指定管理者)が行います。

### 第4条 (クラシック会員)

クラシック会員とは、第2条の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、指定管理者が定める入会申込を行い、指定管理者の承認を経てかつ第6条に定める会費を納めた方をいいます。

### 第5条 (会員資格期間およびその更新)

会員資格期間は、会費が納められた日から1年後の同月の末日までとし、クラシック会員は第6条第4項に定める手続きを取ることで、1年毎に会員資格を更新することができます。

ただし、上記にかかわらず、岡崎市シビックセンターの休業等その他不可抗力により、会員資格期間を指定管理者が定める期間に変更することがあります。

### 第6条(会費)

1. クラシック会員の会費は2,000円(消費税等含む、以下「会費」)とします。
2. 会費の支払は、全額一括払いとします。
3. クラシック会員は、会費を指定管理者が定める方法で支払うものとし、次項に定める更新手続きの際も同様とします。
4. クラシック会員が会員資格期間満了後も継続して入会を希望する場合、指定管理者がクラシック会員に対して行う更新に関する通知に基づき、会員資格期間の最終日までに次年度の会費を支払うことにより更新手続きが完了するものとし、その後の継続についても同様とします。
5. 会費は、理由の如何を問わず一切返金しないものとし、

### 第7条 (会員証)

1. 指定管理者はクラシック会員に対し、会員証を発行します。
2. 会員証を含むクラシック会員の資格及び権利は、クラシック会員本人のみが利用できるものとし、第三者に譲渡・貸与することはできません。
3. 会員証は、入会から退会手続きがなされるまで会員資格を証するものです。ただし、第13条に規定する会員資格の取り消し事由に該当した場合は、この限りではありません。

### 第8条 (特典)

1. 指定管理者が主催する公演のチケットの先行予約  
クラシック会員は指定管理者が指定する公演のチケットを、ベーシック会員先行予約及び一般発売前に優先的に予約することができます。発売日については指定管理者が決定し会員に通知するものとし、ただし、本特典はクラシック会員が必ずチケットを購入することができることをお約束

するものではありません。クラシック会員販売の予定枚数に達した時点で先行予約受付を終了する場合もあります。また、購入後の座席の変更及びキャンセルまたは公演の変更をすることは出来ません。

## 2. チケットの割引販売

クラシック会員は、指定管理者が指定するチケットを、1公演につき1会員4枚まで、定価の10%割引の価格にて購入することができます。ただし、公演によっては割引率が異なる場合があります。

## 3. 岡崎市シビックセンターで開催される各種催事情報の無料送付

## 4. 指定管理者が主催する公演に関連する各種イベントへの参加

## 5. 提携店での各種特典

会員証の提示で、提携店の割引特典等が受けられます。

## 6. その他、指定管理者が会員向けに実施するサービス

### 第9条 (チケット代金の支払い)

1. チケット購入等の支払い方法は全額一括払いとし、指定管理者が定める方法で支払うものとします。

2. クラシック会員がインターネットチケットサービスを利用する場合のサービス内容は、インターネットチケットサービスの利用規約によるものとします。

### 第10条 (会員証の紛失・盗難)

1. クラシック会員が会員証を紛失、または盗難にあった場合には、直ちに指定管理者に届け出るものとします。

2. クラシック会員が会員証を紛失または盗難その他の事由により会員証を利用され、クラシック会員または当ホールに損害が生じた場合、クラシック会員がその損害の責任を負うものとします。

3. 会員証を紛失した場合、ご本人確認の上、再発行いたします。

### 第11条 (届出事項の変更など)

1. クラシック会員は、氏名、住所、送付先等に変更が生じた場合は、直ちに指定管理者まで届けるものとします。

2. 前項の届出がない場合、指定管理者からの通知その他のものが遅延し、または到着しなかったとしてもクラシック会員は異議を申し立てられません。また、前項の届出がないために生じた会員の損害について、指定管理者はその責を一切負わないものとします。

### 第12条 (退会等)

1. クラシック会員は何時でも退会することが出来ます。退会する際には指定管理者へご連絡いただくとともに会員証を返却するものとします。

2. 会費については、第6条5項によりお返しいたしません。

### 第13条 (クラシック会員資格の喪失)

クラシック会員資格期間内であっても、会員が次のいずれかのひとつに該当する場合は、指定管理者はクラシック会員の資格を取り消すことができるものとします。但し、クラシック会員資格取り消しの場合も、会費は一切返金しないものとします。また指定管理者に対する債務の支払いを免責されるものではありません。

①入会時に虚偽の申告があったとき

②本規約に違反したとき

③クラシック会員期間満了時の更新手続きがなされないとき

④クラシック会員として購入した公演チケットをインターネットオークション、対面販売、その他方法の如何に関わらず、または実際に転売利益を獲得できたか否かに関わらず、営利を目的として転売したと認められる場合

⑤暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当する事実があった場合

⑥その他、岡崎市シビックセンターの運営上支障があると指定管理者が認めるとき

#### 第 14 条（個人情報の取扱い）

ご登録いただきました個人情報については、クラシック会員サービスの提供、チケットの販売（先行予約特典を含む）、各種公演情報のお知らせ等、「シビコロ会」運営の目的にのみ使用いたします。なお、サービス・公演の品質向上の目的で、個人を特定しない統計情報の形で使用いたします。

#### 第 15 条（禁止行為）

クラシック会員は、特典で入手したチケットを任意に譲渡することは出来ませんが、転売することは出来ません。万一、社会通念を逸脱するような転売等の事実が判明した場合は、直ちにクラシック会員資格を取り消すものとします。

#### 第 16 条（指定管理者の変更）

第 3 条に定める指定管理者が変更された場合は、本規約は、クラシック会員と新たな指定管理者との規約となることをクラシック会員は予め承諾するものとします。また、クラシック会員は、登録された個人情報が新たな指定管理者に承継されることを予め承諾するものとします。

#### 第 17 条（規約の変更）

1. 本規約は予告なく指定管理者が変更できるものとし、この場合、指定管理者からクラシック会員に通知するものとします。なお、通知到着後にクラシック会員の権利を行使した場合は、変更内容を承認したものとみなします。
2. 本規約に定めのない事項について、必要があるときには、指定管理者が別に定めるものとします。

#### 附則

1. この規約は平成 23 年 4 月 1 日から適用します。
2. 本改訂版は平成 26 年 4 月 1 日から適用します。
3. 本改訂版は令和 2 年 3 月 1 日から適用します。
4. 本改訂版は令和 4 年 12 月 20 日から適用します。
5. 本改訂版は令和 5 年 12 月 20 日から適用します。